

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた
消費者契約法検討会ワーキンググループ

第7回 議事録

消費者庁消費者制度課

第7回 現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会
ワーキンググループ

1. 日 時：令和8年4月7日（火）17時00分～19時05分

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館 共用第2特別会議室 併用 オンライン会議

3. 議 題

- ・「解約料」の実態を踏まえた実効的な仕組み等

4. 出席者

（委員）

山下純司座長、大屋雄裕委員、垣内秀介委員、加毛明委員、カライスコス アン
トニオス委員、後藤元委員、西内康人委員

（事務局）

黒木審議官、古川消費者制度課長、遠藤取引対策課長、島袋企画官、伊吹政策企
画専門官、梅澤政策企画専門官

○古川消費者制度課長 それでは、定刻を少々過ぎましたが、これから始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、第7回「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会ワーキンググループ」を開催いたします。

本日は、山下座長には会議室にて、大屋委員、垣内委員、加毛委員、カライスコス委員、後藤委員、西内委員にはオンラインにて御出席いただいております。

なお、垣内委員におかれましては、この後18時半頃からオンラインにて御出席予定とお伺いしております。また、北島委員におかれましては、本日は所用のため御欠席と承っております。

それでは、以降の議事進行は山下座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○山下座長 本日の議事に入る前に、前回のワーキンググループの議事について、前回御欠席の委員から御意見を伺いたいと思います。

前回御欠席の加毛委員におかれましては、御意見があれば挙手にてお知らせください。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 ありがとうございます。第6回の資料1について、4点申し上げたいと思います。

第1に、1の(1)から(3)については、5ページ以下の検討事項において「規定方法については、法律上規範として規定しつつ、それ自体、民事的な効力を定める規定とはしないことが考えられるか」という記述が繰り返されています。このような規定では不十分であるという批判はあるだろうと思いますが、解約等について望ましい規律の在り方を検討する際には、このような努力義務を設けた上で、優良な事業者に規範形成に参画してもらう枠組みが必要になるのではないかと思います。努力義務といいましても、その内容が合理的であり、かつ事業者が策定に参加するということであれば、自主的に遵守される期待も大きくなると考えられますし、また、そのような規範形成の枠組みに消費者庁など公的機関が積極的に参画することによって、当該規範を守っていれば、消費者契約法上の問題が生じることはないという考え方が浸透していくのではないかと思います。

消費者契約法の規範をつくる際に、事業者と消費者の対立構造が前面に出ることは避けるべきように思います。また、消費者庁や消費者団体にとって目につくのは、悪質な事業者や遵法意識が高くない事業者であると考えられますが、本検討会を含め、公的な場において議論に参加するのは優良な事業者であり、そこにギャップがあるように思われるところです。そこで、遵法意識の高い優良な事業者に規範形成に参画してもらう枠組みを整備していく必要があるのではないかと思います。

第2は、5ページの細かい話になりますけれども、まずアの①で「簡便な」離脱方法という言葉が登場しますが、「簡便な」という言葉が何を意味するのかについて注意が必要

であるように思います。消費者が契約から離脱することを不当に妨げることは望ましくなく、それを規制する必要はあると考えられますが、そのことを示すのに「簡便」という言葉がよいのか気になるところです。

また、③において、「必ずしも法定解除権がない場合についても」とありますが、ここでの法定解除権が何を意味するのかについて、報告書をまとめる際には気をつけたほうがよいかもしれません。ここで問題となっている継続的契約については、解約申入れが一般に認められているように思われます。そのようなものは「法定解除権」に含まれないことがこの記述の前提になっているのだらうと思いますが、民法上、継続的契約について、将来的な効力を有する離脱に関する規律がないわけではないことに注意が必要だと思えます。

そのことを申し上げた上で、解約申入れのような規律について考える際には、契約の単位の問題が生じます。一定の期間、契約に拘束されることを前提として様々な契約条件が設定されている場合に、そのような契約の単位を無視するような形で契約から離脱することを認めてよいのかといえば、そこはやはり慎重な考慮が必要になるわけです。この点は、本日の審議内容に関わる場所ですが、損害賠償等による対応を含めて検討する必要があるのだらうと思います。

第3に、15ページの1の(4)において、相続に関する規律を設けることが提案されていますが、ここに書かれているとおり、「対応手順についてあらかじめ決めておく」ことが事業者に求められると考えられます。そのような対応手順について検討する際、まず問題となるのは、消費者契約に関して相続が生じるか否かだと思います。利用者の死亡に伴って相続が生じる場合には、法定相続人等への財産の承継が必要となるので、遺産分割や遺言を想定した「対応手順」を定めておく必要があることとなります。

他方、相続が生じないタイプの消費者契約も考えられます。その場合には財産承継の問題は生じませんが、仮に、利用者の死亡後も口座引落としなどの形で代金が支払われているということがありますと、それは事業者にとって不当利得となり、法定相続人等への返還が必要となります。そのような可能性を前提として、事業者においていかなる対応をすべきであるのかを検討することになるのではないかと思います。

第4に、2の情報、時間、アテンションを提供する取引を消費者契約として規律していくことについてですが、この点を議論する際には、具体的な取引を想定して検討する必要があるものと思います。時間、情報、アテンションの提供というのは、従前、無償契約のように理解されてきたところがあり、また、そもそも法的な意味での契約が存在するのかが問題となる場合もあるのだらうと思います。

そのような中で、具体的な取引としては、以前にも申し上げましたが、時間、情報、アテンションの提供を対価とするポイントの付与が考えられるのではないかと思います。仮にポイントの付与が消費者契約に該当することになりますと、例えば、13ページから14ページにおいて言及されるように、消費者契約法に契約変更の規律に関する努力義務が設けられることになれば、ポイントの付与もその適用対象とされることとなります。そのこと

を前提として、事業者に対し、適切な規範形成への参画を求めていくことも、考えられる法規制の在り方なのではないかと思う次第です。

ありがとうございました。

○山下座長 加毛先生、どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日の検討事項ですが、「『解約料』の実態を踏まえた実効的な仕組み等」について扱いたいと思います。

初めに事務局から説明をしてもらい、その後、質疑応答、意見交換を実施したいと思います。それでは、事務局、お願いいたします。

○梅澤専門官 事務局でございます。本日の資料に沿って御説明させていただきます。

テーマは「『解約料』の実態を踏まえた実効的な仕組み等」でございます。

1 ページ目では目次をお示ししております。御検討を進めていただく際の観点等を整理した検討の方向性と、主たる御議論対象となります検討事項で構成しております。

2 ページ目から中身の御説明に入らせていただきます。

2 ページから3 ページにかけて、検討の方向性をお示ししております。

まず1つ目の○につきましては、消費者契約法第9条第1項第1号の理解について整理したものでございます。i) については、民法第420条によれば、当事者の合意により債務不履行による損害賠償額の予定または違約金を定めることができますが、消費者契約法第9条第1項第1号は、契約の解除に伴う違約金等の定めがある場合において契約が解除されたときに、民法第420条の適用のいかんにかかわらず、当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分を無効とするものであるということでございます。これは、事業者には多数の事案について、実際に生ずべき平均的な損害の賠償を受けさせれば足り、それ以上の賠償の請求を認める必要はないためであると理解されております。

また、ii) といたしまして、判例によれば、平均的な損害の額の立証責任は、違約金等条項の全部または一部が平均的な損害を超えて無効であると主張する消費者が負うこととされているということでございます。

1つ目の矢印ですけれども、このように理解されている消費者契約法第9条第1項第1号に対しては、幾つか指摘がございまして、i) につきましては、様々な目的で「解約料」が設定されるにもかかわらず、「平均的な損害」の額を超えるかどうかを基準とした規律のみであるため、ビジネスの実態に合わない。また、ii) につきましては、立証に必要な資料は主として事業者が保有していることから、消費者または適格消費者団体が「平均的な損害」の額を立証することが困難であるといった課題が指摘されてきたところでございます。

なお、かぎ括弧で「解約料」といまして、米印を付しております。これは、違約金やキャンセル料等の名称のいかんによらず、消費者契約の解除に関連して消費者が実質的に負う経済的負担を「解約料」とすることについては、1巡目の資料と同様ということ

ございます。

2つ目の矢印ですけれども、1巡目では、経営学・経済学的観点から捉えた「解約料」の目的・機能を「解約料」の規律を分けるために用いる考え方や、「解約料」の目的・機能は法的には損害論で捉え得ることを重視して、目的・機能によるのではなく損害の捉え方を整理することで実効性を高める考え方などについて御議論いただいたところでございます。

そこで、最後の矢印のとおり、2巡目におきましては、これまでの御議論を踏まえ、実効的な仕組みの在り方についてさらに御検討いただければと存じます。

次に、3ページに移りまして、1つ目の○ですけれども、第9条第1項第1号について上記の検討をするに当たってはとしております。そして、1つ目のポツのとおり、消費者及び適格消費者団体が「平均的な損害」の額を立証することが困難であるという課題にどのように対応すべきかについても、具体的に検討することが考えられるのではないかと。また、2つ目のポツのとおり、事業者の消費者に対する「解約料」に係る情報提供を促進する仕組みについても、具体的に検討することが考えられるのではないかとしております。

加えて、2つ目の○のとおり、ソフトローの活用可能性の範囲についても、さらに検討することが考えられるのではないかとということでございます。

3つ目の○については、1巡目では提示していなかったものでございますけれども、1巡目におきまして、「解約料」に係る情報提供に関しても御意見をいただいたところですので、「解約料」についての理解を促進し、トラブルを抑止する観点から、「解約料」条項の説明に関する既存の制度の拡充についても検討することが考えられるのではないかとということでございます。

検討の方向性の全体の構成について御説明いたしますと、「解約料」の目的・機能をどのように捉えて規律の実効性を高めるのかといった点を中心とした第9条第1項第1号についての検討に加えまして、ソフトローの活用可能性、既存制度の拡充も検討してはどうかというものでございます。

これらの検討の方向性に沿う形で、4ページ目から検討事項をお示ししております。

まず、4ページ目の(1)消費者契約法第9条第1項第1号についてとありまして、その中にアからウまでございます。アは「解約料」の目的・機能の踏まえ方でございます。

「解約料」の実態に関する研究会におきまして、経営学・経済学的な「解約料」の目的・機能を分析いただきましたが、このような経営学・経済学的な「解約料」の目的・機能の分析を、消費者契約法における制度論としてどのように踏まえるべきかということでございます。1巡目では、経営学・経済学的な「解約料」の目的・機能を区別する意義、客観的な区別の可能性、法的な損害の捉え方との関係等について御議論いただいたところがございます。そこで、例えばとして2つの案を提示しておりまして、以下のいずれかの案が考えられるかとしております。

まず、A案は、経営学・経済学的な分析を取り入れ、「解約料」の目的・機能を、「解

約料」の規律を分けるために用い、「平均的な損害」の額を基準とする規律の外に新たな規律を設けることで実効性を高める考え方でございます。

B案は、「解約料」の目的・機能について法的には損害論で捉え得ることを重視して、それ自体を「解約料」の規律を分けるためには用いず、損害の捉え方を整理することで実効性を高める考え方でございます。

少しページが飛びまして、6ページ目に移ります。イでA案、目的による規律の区別により実効的な仕組みとする考え方でございます。

まず①といたしまして、「解約料」の目的・機能を「解約料」の規律を分けるために用いる場合、どのような目的の「解約料」に対応する規律を設けることが考えられるか。規律を設けるに当たり、対象となる目的の「解約料」をどのように画することが考えられるかとしております。具体的には、1巡目で御議論いただいたように、価格差別目的の「解約料」について規律を設けることが考えられるか。また、価格差別目的の「解約料」は、取引条件として「解約料」を含む複数の選択肢があることにより画することができるかということでございます。

次の7ページに進みまして、②当該規律をどのような内容とすることが考えられるか。当該規律において潜脱防止をどのように担保するかでございます。

1つ目の○で、価格差別目的の「解約料」についての規律を、以下の内容とすることが考えられるかとしており、下に案を記載しております。同種の商品または役務について、複数の合理的な選択肢がある場合には、当該選択肢のうち最も「解約料」が安いもの、「解約料」を取らない場合も含みますけれども、これについて当該「解約料」が「平均的な損害」の額を超えない場合には、その他の選択肢、つまり「解約料」が最も安いもの以外の選択肢については、「解約料」が「平均的な損害」の額を超えることをもって無効としないうものがございます。具体的に申し上げますと、例えば、同種の商品または役務について、「解約料」が低額で料金が高額なAプラン、「解約料」がやや高いけれども料金はやや低額というBプラン、「解約料」が高額であるけれども料金が低額なCプランといったプランを用意する場合、最も「解約料」が低額なAプランの「解約料」が「平均的な損害」の額を超えない場合には、ほかのBプラン及びCプランは、「平均的な損害」の額を超えていることをもって無効とはされないといったことを想定しているところでございます。

なお、複数の合理的な選択肢というところに米印を付して具体例を記載しております。例えば、下記のようなものが考えられるかとしまして、1つ目のポツのとおり、複数の合理的な選択肢のいずれについても、消費者による選択の実績（新たな選択肢を設ける場合には当該選択肢が将来選択され得ることの合理的な根拠）があること。加えて、2つ目のポツのとおり、消費者が複数の選択肢から選択できるようにするため、適時・適切な情報提供がなされていることとしております。

そして、この1つ目の○の要件につきましては、事業者が立証するものとするのが考

えられるかということでございます。

なお、2つ目の○のとおり、上記のように考える場合、合理的な価格差別目的の「解約料」を適切に切り出し、潜脱を防止することが可能かということにつきましても、御議論いただければと存じます。

8ページに移りまして、③消費者及び適格消費者団体が「平均的な損害」の額を立証することが困難であるという課題に対してどのように対応することが考えられるかでございます。

②の規律のとおり、価格差別目的の「解約料」に対する規律を設けた上で、第9条の規律について、立証責任を事業者に課すことが考えられるかということでございます。

米印を付しておりますけれども、こちらの内容は、1巡目の資料にも記載していたものを再掲しております。例えば、「平均的な損害」の額を超えない限りにおいて「解約料」を請求できることとするのは考えられるか。あるいは、事業者において第9条第1項第1号の条項について合算した額が、同号に定める当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき「平均的な損害」の額を超えないことについて合理的な説明がなされない限り、当該額を超えるものとみなすことが考えられるかとしております。

続いて、9ページに移ります。④は新たに設ける②の規律と、第9条第1項第1号との関係をどのように整理することが考えられるかということでございます。

例えば、i)として、第9条第1項第1号は「解約料」についての原則的な規律、ii)として、②の規律は例外的な規律として位置づけまして、ii)の規律の適用が認められない場合には、i)の規律の適用を受けることとすることが考えられるかとしております。

また、⑤は事業者の消費者に対する「解約料」に係る情報提供を促進する仕組みとして、どのようなものが考えられるかでございます。②のとおり価格差別目的の「解約料」に対する規律を設け、③のとおり、第9条の規律について立証責任を事業者に課すことにより、事業者による消費者の選択のための情報提供が促進されると考えられるかということでございます。

続いて、10ページからが(1)のウとなります。B案、損害の捉え方を整理することで実効的な仕組みとする考え方でございます。

①としまして、「解約料」の目的・機能を「解約料」の規律を分けるためには用いない場合、これまでの課題を踏まえた実効的な仕組みとしてどのような規律が考えられるかとしております。まず1つ目の○ですけれども、第9条の規律について、i)で「平均的な損害」の額のうち原状回復賠償に相当する部分等については、現状のとおり消費者が立証責任を負うものとし、ii)でそれ以外、つまり原状回復賠償に相当する部分等以外については、事業者が立証責任を負うものとするのが考えられるかというものでございます。これは、「解約料」条項の有効性の基準としましては、「平均的な損害」の額という基準を維持した上で、「平均的な損害」の中を原状回復賠償に相当する部分等とそれ以外に分けて、消費者と事業者の立証責任を振り分けることが考えられるかということござ

います。

i) の原状回復賠償に相当する部分等の後に米印を入れておりますが、例えば、事業者の債務の履行前に解除された場合には契約の締結及び履行のために通常要する費用、事業者による債務の履行後に解除された場合には商品もしくは権利の販売価格または提供された役務の対価に相当する額とすること等が考えられるかとしております。

また、2つ目の○ですけれども、消費者契約法は消費者契約一般を広く対象とするものであるところ、上記のように考える場合、消費者契約一般を対象として、原状回復賠償に相当する部分等について適切に画することが可能かということも御議論いただければと存じます。

11ページに移りまして、②事業者の消費者に対する「解約料」に係る情報提供を促進する仕組みとして、どのようなものが考えられるかでございます。先ほど申し上げたように、①のとおり規律を修正することにより、事業者による消費者の選択のための情報提供が促進されると考えられるかということでございます。

ここまでが、(1) 第9条第1項第1号についての検討事項でございます。

12ページからテーマが変わりまして、(2) ソフトローの活用可能性についてでございます。1巡目では、「解約料」の実態を踏まえた実効的な仕組みを扱った回に加えまして、ハードローの下でソフトローを活用する仕組みについて御議論いただいた回などにおきましても、ソフトローの活用について、様々な御意見をいただいたところでございます。そこで、こちらでは、ソフトローの種類で分ける形で検討事項を整理しております。

1つ目のポツで、法律による委任を受けていないソフトローについては、これを消費者の権利義務に直結させることについては慎重な検討を要することを踏まえ、当面は「解約料」条項の有効性という民事的な効力と結びつける形とはせず、事業者・事業者団体が定める自主規制等については、民間における積極的な取組に期待することが考えられるかということでございます。

また、2つ目のポツで、法律による委任を受けた政令や省令を必要に応じて活用することが考えられるかとしております。

少しページが飛びまして、14ページに進んでいただければと思いますけれども、こちらが最後の検討事項となります。(3) 「解約料」条項の説明に関する既存の制度の拡充についてでございます。こちらは、1巡目の資料においては検討事項として提示していなかったものですが、先ほど申し上げたとおり、情報提供の必要性といった御意見があったところでございました。そこで、上記(1)のほか、「解約料」についての理解を促進しトラブルを抑止する観点から、「解約料」条項の説明に関する既存の制度の拡充についても検討することが考えられるかとしております。

下の参考というところにつきましては、「解約料」条項の説明に関する既存の制度であります現行法第9条第2項及び第12条の4の条文を掲載したものでございます。

資料の御説明は以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答、意見交換に移ります。

検討事項の（１）のうち、アについては個別にお時間を取ることはいたしません。イ及びウのお時間の中で、必要に応じて御議論をいただければと思います。

まずは、資料の６ページから９ページに記載があります（１）のイについて、御意見、御質問をいただきたいと思います。御発言いただく場合には挙手にてお知らせください。なお、資料の特定のページについてお話しになる場合には、意見の冒頭にそのページをおっしゃっていただくようお願いいたします。それでは、お願いします。

後藤先生、お願いします。

○後藤委員 御説明どうもありがとうございました。この案でできるといいのかなと何となく思っているのですが、９ページの④で最後のまとめのような形で書かれている、現状の９条１項１号を原則的な規律としつつ、②の規律を例外的な規律としていくという点について、こういう進め方は割と合理的なのかなと思っています。ただ、②の例外的な規律を設けたとしても、それ以外の部分について原則的な規律をどうするかという問題はなお残るようなにも思われますので、その場合には「平均的な損害」ということの意味をもう少し整理していく必要があるのかなと思っておりますが、②の例外的な規律さえつくれば、もう何もしないという御趣旨なのか、そこをお伺いしたかったというのが１点でございます。

あと、⑤の、②・③の規律を設けることによって情報提供が促進されると考えられるかというのは、まさにペナルティーデフォルトの考え方として期待できるところかと思しますので、やってみるに値するのかなと考えております。

簡単ですが、以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

事務局に質問的なものが前半にありましたので、もしあれば。

○梅澤専門官 後藤先生、ありがとうございます。事務局でございます。

まず、「平均的な損害」の意味をもう少し整理するかどうかといった御質問をいただいていたかと存じますので、そこについて御回答ができればと思っております。「平均的な損害」というものの中にいろいろと含まれることによって、なかなか難しい状況が生じていることは理解しております。その点につきまして、いろいろな考え方があるかと思うのですが、先ほど、「平均的な損害」の中に損失補填目的以外のいろいろな目的で設定される解約料があるにもかかわらず、９条の規律しかなかったというところがまず１つ原因になっていたのかなと思っておりますので、それに対しては、Ａ案で何かしら対応ができないかということを考えていたところでございます。

また、「平均的な損害」の意味をどのように整理できるかという点について、なかなか難しい点ではございますけれども、その中にいろいろな損害というものが含まれるのではないかということは、今までの検討におきましても議論されていたところかと思っております。

もちろんその「平均的な損害」をもっと整理すべきだという御意見があるようでしたら、それは御意見としては言うだけだと思いますけれども、なかなかこれまでの改正において実現できていなかったところなのかなと思っております。

私からは以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかに御意見等いかがでしょうか。

西内先生、お願いします。

○西内委員 ありがとうございます。7ページで米印がついている、下記のようなものが考えられるかというところと関係して考えないといけないのかなということについて申し上げさせていただこうと思います。

まず、1つ目のポツにある複数の合理的な選択肢のいずれについても、消費者による選択の実績があることとの関係では、例えば、航空会社のように、LCCとフルキャリアのようなそもそも性質が違う事業者が含まれている場合には、例えばLCCが低額のプランから高額のプランまで提供したとしても、恐らくLCCの高額のプランを選ぶぐらいであれば、フルキャリアのほうに流れるということは考えられるわけであります。そのような意味で、同じ業者の中で複数の選択肢を提示しても、市場の状況によっては、一定の選択肢は選ばれづらい状況があるのかなと思われるわけです。ただ、そのような場合であったとしても、市場の状況なども考慮しつつ、選択肢を設ける場合に、選択され得ることについての合理的な根拠の基礎づけとして、実際にはあまり選ばれていないものの、高い選択肢というかLCCにとっての高額の選択肢を用意することについて、ある程度合理的な根拠があることについて立証できるようにする必要性はあるのではないのかなと考えられるわけです。

ただ、関連して、もう一つの問題となり得るのは、市場の状況によっては、複数の事業者が住み分けを行って、実質的には価格差別に近いようなことが実現されることもあり得るわけです。つまり、先ほどの例にあるように、LCCのようにキャンセルに関してかなり厳しい制約を設けつつ、安い価格で提供するというキャリアも存在すれば、キャンセルについてはある程度柔軟に応じる代わりに、一般にある程度高い価格を取るキャリアも存在するという市場が考えられるわけです。このような場合について、それを価格差別という問題として捉えるのか、あるいは、そこからは除外した上で、つまり、価格差別というのは、あくまで同じ事業者の中で一定の価格についてのメニューを提供していることなのだという形で限定した上で、先ほどのような状況については、あくまで「平均的な損害」についての合理的な根拠の中での立証に委ねるという方向性もあり得るのだらうと思います。恐らくは後者というか、先ほどのような市場の状況については少なくとも価格差別のほうには分類せずに、「平均的な損害」についての立証事項として考えるというのがあり得るのかなと考えられたところではあります。

以上はコメントということで、議論の明確化のために付け加えさせていただければと思っている次第です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 お願いいたします。本日は在外研究先、海外からつないでおりますので、もしかしたらいろいろと御迷惑をおかけするかもしれませんが、御容赦いただければ幸いです。

6ページから9ページということでしたので、まず6ページですが、A案は、特定の目的であれば「解約料」が正当化されるという規定ぶりになっています。そうしますと、目的が特定できるということが前提になっていますが、現実にはそうならないのではないかと考えております。すなわち「解約料」というのは、事業者側が自らのビジネスモデルとして設定するものですので、その目的が特定できるのかということ、恐らく「平均的な損害」がどれぐらいなのかということ以上にハードルが高いのではないかと考えております。

もし、一定の目的について「解約料」を正当化するという手法を取った場合には、その目的に該当するのだということを経営側が訴訟で主張・立証するということが容易に予想されることなのではないかと思っております。また、今日のデジタル社会を見ていると、単一目的の「解約料」というものはなかなか存在しないのではないかとと思われるところでもあります。

価格差別目的ということだけで「解約料」を正当化することも難しいと考えております。前にも申し上げたのですが、価格差別というものは、あくまでも外形であって、何かそれ自体に契約条項の不当性を画するような機能は、なかなか持ち得ないのではないかと考えているところです。

さらに、ここは少し4ページにも関わってくるのですが、6ページの中で申し上げますと、A案というのは、価格差別といういわば抜け道的なものを設けて、「平均的な損害」を超えるような違約金であったとしても、これを適法化するような余地を認めるものになりますので、現行法よりもかなり緩和されたような規制をもたらすものとして、なかなか受け入れにくいところがあるのではないかと考えております。

あと、これまで証拠の偏在があったり、あるいは主張・立証の問題があったりしたことによって、「平均的な損害」の基準が、裁判例の中でもソフトローの中でも、なかなか具体的な契約類型ごとに形成されてこなかったところがありまして、そのような基準の形成を促す方向性が望ましいのではないかと考えております。

次に、7ページのところを見ていると、まず「平均的な損害」を超えないような違約金条項を事業者が制定しなければならないということは現行法でも要求されているところでして、先ほども少し触れましたが、A案ですと、結局、法的な効果としては「平均的な損害」を超えるものであっても、それを法律上認めるような抜け道をつくることになり、むしろ規制緩和となっているので、望ましくないと考えております。

また、選択肢を提供するという仕組みが取られていますが、消費者がそもそも合理的に

選択できるのかということが、パラダイムシフト専門調査会、そして、今回のワーキンググループ及び検討会の出発点だったのではないかと考えておまして、このように消費者が自ら選択をすれば正当化を認めるというのは、結局は消費者契約法が制定される前の状態に戻るようなことになるのではないかと考えております。つまり、選択的な価格差別とか、あるいは選択肢を消費者に提供すると、消費者がそれを合理的に取捨選択できるということが前提とされてしまいますと、これまで消費者は必ずしも合理的な判断をしないということでパラダイムシフト専門調査会、あるいは本検討会の前提となってきたところと整合しないのではないかと考えております。

私が少し懸念していますのは、A案を採用した場合には、事業者側としては、仮に紛争になった場合、合理的な価格差別目的の「解約料」だということを主張して、複数の選択肢を設けて一応の説明と表示をしておけば、なかなか消費者あるいは適格消費者団体が訴訟でそれを乗り越えて覆すのが難しくなるところがあるのではないかとことです。そういう意味でも、もしかしたら現行法よりもさらに後退するようなことになるのではないかと、このことを恐れております。

あと、8ページのところですが、米印の前半部分は事業者側に立証責任を負わせるというふうに見えるわけですが、これ自体は悪くないのではないかと考えております。ただ、後半部分がやや不明確だと思っておまして、これは事業者側が合理的な説明をすれば、もはや立証責任を負わないということなのか、それとも、合理的なものであるということが求められ、かつ、その説明も求められるということなのか、この点はもう少し明らかにしたほうがよいのではないかと思います。

一般論としましては、事業者側に「平均的な損害」の立証責任を負わせて問題がないと思っておまして、その理由としては主に3つあります。1つ目は、先ほども申し上げましたが、「解約料」に関する、あるいは違約金に関する条項というのは、事業者側が自らのビジネスモデルに従って設定したものですので、消費者がそれに何ら関与していないということです。さらには、事業者側は具体的な損害の立証を回避するという利益を、そのような条項を通じて得ていることと、先ほど事務局の説明からもありましたように、事業者側に証拠が偏在していることから、立証責任を事業者側に負わせることが正当化されるのではないかと考えております。

最後に9ページですが、先ほど申し上げましたように、複数の選択肢を提供すればそれでよいのかという点と、さらに、選択肢が提供されていれば、具体的な条項の内容を問題にすることなく正当化できるというような発想につながる危険があると考えているところです。したがって、先ほど「平均的な損害」を原則形態とした場合であっても、そして、情報提供を促進したような場合であっても、A案の問題点は解消されないのではないかと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

それでは、またウとの関係で戻ってくるかもしれませんが、とりあえず（１）のイはこのぐらいにして、次に、資料の10、11ページに記載があります検討事項、（１）のウについて御意見、御質問をいただきたいと思います。御発言いただく場合には挙手にてお知らせください。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 ウのB案について検討する前提として、A案とB案が対立する考え方であるのかについて、慎重に検討する必要があるのではないかと思います。A案は、「解約料の実態に関する研究会」における検討内容を踏まえて、前回この議題について検討した際に、価格差別を切り出して議論する必要があるのではないかという指摘があったことを受けて提案された考え方であると思います。前回の審議の際にも申し上げましたが、「損失填補以外の目的」として価格差別を把握することは結構だとしても、それを、法律の世界・消費者契約法の世界に導入する際には、法概念を用いて捉え直す、いわば翻訳の作業が必要になります。

ここでの問題は、消費者契約法9条1項1号の「平均的な損害」という概念をいかに理解するかということであるので、そこでいう「平均的な損害」が何を意味するのか、どこまでの損害であれば消費者に負担させるのが合理的であるのかを議論するの必要があり、その際に、経済学や経営学などの学問分野の知見を活かすということになるのではないかと思います。

また、先ほど後藤先生が指摘されたところですが、仮にA案を採用して、価格差別に関する例外規定を新設したとしても、原則的な規律について、さらに議論が必要なのだとすると、結局、「平均的な損害」が何を意味するのかという問題が残ることになります。そのような観点からは、B案のほうが、価格差別以外の問題も含めて「平均的な損害」が何を意味するのか——「平均的な損害」という言葉を用いるかどうかはともかくとして——消費者に負担させることが許容される損害が何であるのかを、端的に検討することができるという点で望ましいのではないかと思います。

そのような検討の結果として、A案が前提とする「損失填補以外の目的」というときの「損失填補」が、実は原状回復賠償に対応するものを想定していたということになるのかかもしれません。他方、価格差別を前提とした解約料の設定については、直ちに消費者がそれを負担することが正当化されるわけではなく、そのような解約料が設定された根拠を事業者が主張・立証していくことが考えられます。この点で、B案は、A案の発想を取り込むことができる考え方なのではないかと思います。

他方、B案をとるにせよ、A案をとった上で「平均的な損害」の意義について検討するにせよ、消費者が負担すべき損害額の判断について、訴訟において消費者と事業者が争ってからでないと、その金額の予想がつかないというのは望ましくないように思います。冒頭で申し上げたところとも関わるのですが、契約類型に応じて、いかなる損害額の定め

合理性があるのかについて、消費者庁等の関与のもとで、事業者や消費者団体などが規範を形成する場を設けることが必要とされるのではないのでしょうか。

そのような規範の形成を前提として、消費者契約法9条1項1号の「平均的な損害」概念の内実を明らかにすることにより、そこから逸脱するものについては、その根拠を事業者が主張・立証しなければならないとすることがあるのではないかと思います。B案を採用する場合にも、原状回復賠償として認められる損害の範囲を明らかにする必要があるわけですし、その点について、今申し上げたような形での規範形成を含めた検討が求められるのではないかとこのことを申し上げておきたいと思います。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

西内委員、お願いします。

○西内委員 ありがとうございます。私も加毛先生と同じような印象を抱いているところです。つまり、A案を取っても、B案を取っても、「平均的な損害」とは何かという概念の精緻化は、ある程度は避けられないところがあると。

ただ、加毛先生がおっしゃっていただいたことと重なるのですけれども、若干補足しておく、「平均的な損害」というものについて、事業者に生じた実損とかその辺りで考えるのはなかなか難しいところがあるというのが私の認識であり、また、解約料検討会が開かれ、そして議論してきた背景事情かと考えているところがあります。事業者に生じた損害という概念につき何かしらの精緻化を図ることの難しさというものを回避して、「平均的な損害」という形で正当化できる額は一体どういうものかと考えた場合に、「解約料」を設定する目的について、必ずしも外部的な確定は簡単ではないところがあるにしても、少なくとも業界の標準みたいなソフトロー的なものとか、あるいは加毛先生のお話にもあったように、事業者に立証責任を負わせる形で、その目的についてある程度、正当化のための説明はしていただくという方向性があり得るのかなと思われるわけです。

また、最高裁の判例、ごく最近の令和7年12月23日判決でも、「解約料」としての認定にも関わるところではあるのですけれども、「解約料」につきどのような目的で金銭的負担が設定されているのかということについて、ある程度重視した判示がされているというのが私の認識であります。そういった意味では、「平均的な損害」という概念を採用するにしても、一定程度は「解約料」がなぜ設定されているのかという目的に踏み込んだ形での議論は避けられないのかなと。しかも、その上で、目的に照らして、実際に設定された「解約料」が手段として合理的なのか、いわゆる目的手段審査形で精緻化して見ていく場合には避けられないところがあるのかなというのが私の認識ではあります。

ただ、以上のような考え方を法律自体に精緻に書き込むかどうか、あるいは後に御議論と御説明があると思うのですが、ソフトローの場面にある程度その精緻化を委ねるのかということについては、それも複数の選択肢があるのだろうと考えるところです。その点も含めて議論する必要性があるのではないかと考えているのが私の認識になります。

コメントとしては以上となります。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。10ページ、11ページについて申し上げたいと思います。まず前提としまして、10ページのB案のほうが適切だと考えておりまして、その方向性に基本的に賛成しております。原状回復的な損害についても事業者に立証させるということはあるのではないかと思います。原状回復的な損害の限度において消費者が立証するというということでも、現行法よりは負担が軽くなるのではないかと思います。これまで判例法などが十分に形成されてこなかった結果ということにはなりますが、ほかの委員の先生方からも発言がありましたように、「平均的な損害」という概念が法的に整理されてこなかったことが、消費者契約法9条1項が十分に機能していない一つの要因になっているのではないかと思います。そういう意味では、損害の概念を整理すること自体は有益だと考えております。ただし、概念を整理した結果、「平均的な損害」が現状よりも上振れするということは避けなければならないと考えているところです。

個人的な見解としましては、原状回復賠償に相当する部分を適切に画するということが可能だと思っています。現行の規定における「平均的な損害」の額というルールも、それが前提となっていますし、そもそも事業者が生じた損害とは何なのかという問いと表裏一体なのではないのかと思います。

ii) についてですが、事業者が契約締結に際して事前に消費者に対して適切な説明をしたことを要件として、その説明を行ったということを立証させるとよいのではないのかと思います。

さらに、デフォルト、原則として原状回復的な損害賠償のみを認めて、例外的に合理的な範囲での損害回復や履行利益の確保を理由にするものであって、かつ、事前に具体的に分かりやすく説明を尽くしていたという場合には、原状回復的な損害賠償を超える部分を取得してもよいというような案も、B案に近いものとして考えられるのではないかと思います。その上で、手付が交付されたような場合には、一定の時期までは手付を放棄すれば解約できるという扱いを強行法的に保障してもよいのではないかと思います。参考になる既存の例としては、宅建業法の39条などがございます。

あと、説明の内容についてですが、これは具体的な説明が必要だと考えております。事業者側が単に抽象的に、時期に応じて一定の割合とか金額の「解約料」を支払ってもらいますというようなものではなくて、割合や金額や時期を具体的に分かりやすく説明することを条件とするべきだと思っています。

「解約料」に係る情報提供を促進する仕組みとしましては、先ほど後藤委員からお話がありましたが、説明を欠いた場合には「解約料」が制限されるということ、説明を要件とすることと、先ほど後藤委員からペナルティデフォルトルールという御説明がありまし

たが、私もそのとおりだと思っております、既存の例としては、例えば特定商取引法の通信販売の返品権もそのようになっているということです。

11ページですが、これはより大きな問題ということになります、情報提供を促進すること自体は非常に重要なのですが、既存の条文の中でも、「平均的な損害」の額がどれぐらいなのかということが、事業者や事業者団体の営業秘密に属する事項に関連してくるといような議論がされてきたわけですし、やはり具体的な算定が難しいところがございますので、そのような情報を保護することを前提としつつ、一定のアクセスを認めるような仕組みの創設も、もしかしたら検討に値するのではないのかと思っております。

11ページまでについては以上です。ありがとうございます。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

垣内委員、後から参加されたので、もしイのほうも含めて何か御議論があれば、おっしゃっていただいて結構です。よろしくお願いします。

○垣内委員 遅れての参加になりまして失礼いたしました。垣内です。

今までの議論を伺っていないのですけれども、御質問をさせていただきたいと思っております、直近では10ページの辺りについて意見がそれぞれ出されていたと理解したのですけれども、10ページでウのB案として提案されている規律の意味内容について、十分に理解できているか自信がありませんものですから、ちょっと教えていただければと思います。ウのB案の①のところで、まず、9条の規律についてi)で、「平均的な損害」の額のうち原状回復賠償に相当する部分等については消費者が立証責任を負うということになっているのですけれども、これは具体的にはどういうことを想定しているかということ、例えば事業者が「解約料」を請求しているときに、その「解約料」が原状回復賠償に相当する部分等を超える金額であるという主張をして、当事者が減額を求める場合には、原状回復賠償に相当する部分等が幾らであるということについて消費者が立証責任を負うと、こういうことをここでは想定されているという理解でよろしいのでしょうか。

○山下座長 では、事務局のほうからお答えください。

○伊吹専門官 御質問ありがとうございます。基本的には先生の御理解のところかとは存じますが、やはり「平均的な損害」の額という概念自体を特段変えることは想定しておりません、その内訳として、原状回復賠償に相当する部分等が項目としてあり得るときに、そもそも消費者側としまして、原状回復賠償に相当する部分等を含めて、場合によっては「平均的な損害」としてはゼロであると主張をする場面もあり得るかとは思いますが、そうではなくて、今先生がおっしゃったように、実際にかかるとしてもこれぐらいではないかという場合には、そういったことを主張・立証することによって、それを超える部分は無効であるということを主張・立証していくことが想定されるかと考えます。

以上です。

○垣内委員 分かりました。そうしますと、まずは現在9条で定めているように「平均的

な損害」の額を超える部分が無効であると。なので、「解約料」のうち「平均的な損害」の額を超える部分があると。分かりませんが、例えば5万円の「解約料」が請求されているとして、平均的損害は3万円であると消費者の側が主張して、したがって、3万円を超える部分の2万円は無効であるという話をしているときに、その3万円のうち、原状回復賠償に相当する部分等が例えば2万円であるという場合には、それが2万円であるということについて消費者が立証することを想定されているということになりますでしょうか。

○伊吹専門官 御指摘の例だと、そのような理解になるかと存じます。

○垣内委員 分かりました。その場合、その立証に失敗した場合にはどうなるのかということ、それが2万円なのかどうか真偽不明であると、消費者のほうも情報がなくてよく分からないということが仮にあったといたしますと、その場合、これは原状回復賠償に相当する部分等が2万円であるということは認定できないことになるわけで、それ以外については事業者が立証責任を負うという2の部分、その場合にどのように作用するのか、私はよく分からない感じがしていたのです。例えばその場合に事業者が2のほうで主張・立証するというのは、残りの1万円について何か主張・立証することが期待されているということなのか、あるいは、そもそもその場合、平均的損害が3万円だという消費者側の主張は、2万円のところが立証できないことによって、結局どうなるのかということが今ひとつよく分からない感じもしたのですけれども、今のような例ですと、この御提案はどういう帰結をもたらすことになるのでしょうか。

○伊吹専門官 ありがとうございます。実際には個々の場面ごとによるかと存じますが、恐らく先生がおっしゃっていただいた中で、このような損害項目、原状回復賠償に相当する部分等については幾ら、それ以外については幾らということが客観的に想定される、教室事例的にあえておっしゃっていただいたところがあるかと思うのですけれども、実際には恐らく原状回復賠償に相当する部分等に関しまして、消費者側としては幾らまでであると考えていると。事業者側としてはそれよりももう少し額が高いと考えているということがあると思いますと、そこで消費者側が幾らまでということの主張・立証がかなわなかった場合には、それより事業者が主張する額が認められる場合があるだろうというのが1の問題かと思えます。2のところに関しましては、原状回復賠償に相当する部分等以外にも、事業者のほうで、それに加えてさらに幾らかかっているのだということがある場合には、それを事業者側が今度は主張・立証することが求められて、それがかなわない場合には、その部分に関しては認められないということが出てくるのが想定されるかと存じます。

○垣内委員 そうしますと、例えばさっきの教室事例で、5万円が「解約料」だと言っていて、消費者は平均的損害が3万円、そのうち2万円が原状回復賠償なのだと言っているのだけれども、事業者としては5万円全体が原状回復賠償に相当するのだというような主張をして対立しているときに、消費者が、2万円であるということの立証が必ずしも容

易でなくてできない場合には、立証責任を負っているのは消費者なので、それは5万円が原状回復賠償に相当する部分等となって、それだけでも既に平均的損害は、少なくとも5万円であるということになりますから、それで消費者の主張は退けられるということになるのでしょうか。

○伊吹専門官 ありがとうございます。原状回復賠償に相当する部分等に当たるかどうか争いになっている場合で、そこが判然としないことがあり得るとしますと、今おっしゃっていただいたような問題が出てくるかと思うのですけれども、その点に関しましては、むしろ原状回復賠償に相当する部分等が、一般的に適切に画することが可能かという2つ目の○の問題にも関係してくるところかと思えます。そこがある種、法律の規定としまして、どこまで明確なものにすることができるかどうかという点に関係してくるかと思えます。

○垣内委員 分かりました。どうもありがとうございます。恐らく今御指摘のように、2つ目の○の部分はどうなのかということにも関連して、仮に上の1つ目の○のような規律を設けたときに、どの程度、これによって消費者側の負担の軽減が実際に期待できることになるのかということについては、さらに検討というか、いろいろな場面があり得るので、それを想定して考える必要があるのかなという感じがいたしました。

それから、ちょっと遡ってしまうのですけれども、その前の6ページ以降で出てくるイのA案がありまして、このA案で言われている内容についても、理解がなかなか追いついていないところがあって申し訳ないのですけれども、具体的には7ページの②という規律があるかと思えます。ここで1つ目の○のところ、複数の合理的な選択肢がある場合には、当該選択肢のうち最も「解約料」が安いもの（「解約料」を取らない場合も含む）について、それが「平均的な損害」の額を超えない場合には、他の選択肢については「解約料」が「平均的な損害」の額を超えることをもって無効としないということになっていて、この場合、例えば幾つかの選択肢のうち、一番典型的なものとして「解約料」を取らないような選択肢が用意されていれば、ほかのところ「解約料」が「平均的な損害」を超えていても、それは問題がないことになるという規律になるのでしょうか。

○伊吹専門官 ありがとうございます。御理解のとおりでございます。

○垣内委員 なるほど。そうすると、これは潜脱防止をどのように担保するかという問題提起がされているわけですが、潜脱防止というか、これで消費者が不当な「解約料」を負担しなくて済むという目的にかなう規律になるのかというと、なかなかそうは想像しにくいような感じもするという印象を持ちました。

それから、この辺りも私は専門外というか、よく理解ができていないので、的外れなのかもしれないですが、ここで出ている問題は、結局、解約によって事業者側が被る不利益について、事業者側がどういった形で解消あるいは回収しようかということ考えたときに、幾つかの価格を設定して、ある種その価格に反映させることによって、解約による不利益を分散したり、回収したりしようとするということを正面から認めようという

ことなのかなと見えるのです。そのように考えたときに、例えばここで例に挙がっている「解約料」を取らない選択肢が、実際にもあり得るのかなと思うのですが、ここで行われていることが一体何なのかということと考えますと、結局、解約料を取らなくても済むように、「解約料」を取らないでも損しない価格を設定するということも考えられるように思ひまして、それは結局、経済的な実質としては、「解約料」を広く分散して、解約しない人も含めて集めているという価格設定をすることによって、いわば解約していない消費者からも解約料を取るということになっている場合もあり得る感じもするのです。その辺りの価格との関係で「解約料」がないとかあるとかいうときに、その価格自体がどういう形で形成されているのかということも念頭に置いて考えないといけないのかなという印象を持ったところです。十分な理解に基づいていない可能性が高いので、誤解でしたら大変恐縮ですが、そういう意味では単なる雑駁な感想で申し訳ありませんが、とりあえず以上です。

○山下座長 垣内委員、ありがとうございました。

そのほかの委員からは御意見いかがでしょうか。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 垣内先生が指摘された1点目について、事務局案の内容とは異なるのかもしれませんが、原状回復賠償という考え方は、学説上、「平均的な損害」概念の意義を明らかにするものとして主張されてきたように思います。

それゆえ、B案に対する私の理解としては、消費者契約法9条1項1号の「平均的な損害」として、消費者がその不存在を主張・立証しなければならないのが、原状回復賠償に相当する部分であるというものです。その部分については、消費者が原則として、損害を負担することになります。他方、それを超えるところについては、事業者側で主張・立証しなければいけないことになります。

その上で、垣内先生が挙げられた事例について考えてみると、消費者契約において解約料が5万円と設定されていた場合、消費者が原状回復賠償に相当する金額は3万円であると考えたとすれば、残り2万円は原状回復賠償に該当しないと主張することになるのではないのでしょうか。その主張を裁判所が受け入れなければ、消費者は原則として5万円を支払わなければならないことになります。他方、消費者の主張が裁判所に受け入れられれば、差額の2万円について、事業者が、その根拠を示して、当該金額の合理性を主張・立証することになるものと考えていました。その結果として、消費者契約における損害額の定めが原状回復賠償に該当するのかが否かが重要な問題となります。10ページの2つ目の○において指摘されるように「原状回復賠償に相当する部分等について適切に画することが可能か」を検討する必要があるわけです。

そして、この問題への対処としては、損害額について訴訟の場で消費者が争うのは難しいので、訴訟手続によるまでもなく、原状回復賠償として事業者が消費者から支払いを受けられる範囲が明らかになるような規範形成の仕組みが必要になるのではないかと思われ

ます。私がB案のほうがよいのではないかと申し上げたのは、今申し上げたような理解に基づくものであるということになります。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。今の点につきまして、垣内委員、さらに加毛委員からの御指摘は非常に重要でして、加毛委員が整理してくださったとおりに私も考えております。私もB案のほうが望ましいと申し上げたのは、端的に申し上げますと、結局「平均的な損害」の額を実損ベースで考えることを原則にするということとして、逸失利益的なものは例外的な場合に限定される方向性のものと理解して、そのように申し上げたということをつけ加えたいと思います。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 カライスコス先生のご発言を受けて申し上げたいのですが、事業者が履行利益賠償を請求できる場合が例外と評価されるべきであるのかについては慎重な検討を要するようにも思います。A案が関心を寄せる合理的な価格差別を想定すれば——合理性の判断が難しいのは確かなのですが、企業活動として、顧客の属性に応じて価格を設定することに合理性が見いだされる場合はあるかと思えます——その場合には、事業者は原状回復賠償を超える部分について請求できてしかるべきと思えます。もっともその場合についても、どのような価格差別に対応する解約料の設定が合理的であるのかについて、相場観の形成が必要なのではないかと思います。先ほども申し上げたように、訴訟に行かない段階でうまく対処する仕組みを考える必要があるだろうと思えます。

カライスコス先生と私のB案に対する理解は、同床異夢かもしれません。同じ夢が見られていればよいのですが、そうでない可能性があることを留保しておきたいと思えます。

○山下座長 ありがとうございます。

西内委員、お願いします。

○西内委員 今まで出てきたことと少し異なる内容を申し上げます。

もともと「解約料」や損害賠償額の定めを置く意味としては、具体的な額の立証や認定に関しての負担やコストを削減するという意味があるはずではあるのですね。B案の方向性も私はありだと思うのですが、少し気にかかるのは、原状回復的損害賠償とそれを超えるものというところで2段階の設定にしてしまうと、原状回復的損害賠償は一体どの程度なのかということについて、つまり、具体的な額がどの程度なのかということについての立証活動がかなり重いものになってしまう。この点も、額が高すぎなければという限定があるとはいえ、そもそもこうした解約料などの条項が民法上正当化されている意味を

一定程度掘り崩してしまうのではないのかなと思われるところです。

実際の裁判例の在り方としても、特に最高裁の在り方はそうだと思うのですが、9条1項1号を使ったような裁判例は、解約料は全く取れないという、要するにそもそも条項自体が全部無効であるというものだろうと思います。そういった全部無効の場面については使いやすいのだろうと思うわけですが、一定程度までは取れるけれども、それ以上は駄目だという一部無効の形の規律は、理念的には確かにそのほうがよい可能性はあるのですが、それは本当に実務にとって使いやすいものなのだろうかと思うわけです。こうした点について、少し念頭に置いて考えておく必要があるのかなと思ったというのが別方向からのコメントという形になります。

以上になります。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかの先生方からは特によろしいですか。一通り議論が出たと。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 西内先生から重要な御指摘いただいたと思います。私がB案を支持する上で、御指摘の問題を十分に検討できていたか否かを自問しているところです。

一般に私法上、契約条項の一部を無効にするという解釈手法は排除されていないと思うのですが、消費者契約については、契約条項の一部無効を認めるのは望ましくないという議論が学説上、有力に主張されていると思います。

というのも、訴訟までいけば、裁判所が、問題となる契約条項が有効である範囲を審査してくれるのだということになると、事業者が、無効とされる可能性があることを踏まえて、高額な損害額を定めておくという事態を誘発することになるかもしれないからです。問題が生じた場合には、裁判所が有効性の認められる範囲を判断してくれるのだから、契約条項を適切に設定するというインセンティブが事業者に失われるおそれがあるわけです。そこで、消費者契約の場合には、事業者に対するペナルティーとして、本来であれば有効とされる部分も含めて契約条項を無効にすることが望ましいという考え方が主張されることとなります。そのような理解によれば、B案に対して、望ましくない事業者の行動を誘発する恐れがあるという批判が向けられるのかもしれない。

ただ、そのような批判の妥当性は、結局のところ、原状回復賠償に相当する部分がどの程度の水準とされるのか、また、原状回復を超える部分についての損害賠償がいかなる範囲で認められるのかが事前に明確であるのかなどの点に関わるように思います。原状回復賠償に相当する部分がそれほど高額でなく、また、それぞれの契約類型ごとに事業者が請求できる損害額について相場観のようなものが形成されれば、深刻な問題にはならないかもしれません。また、そのような状況のもとで、事業者がおよそ合理性を欠くような高い金額を設定したような場合には、契約条項を全体として無効とすることも考えられるかもしれません。

西内先生が御指摘になった問題を踏まえて、さらにB案の妥当性について検討する必要

があると考えています。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。

それでは、およそ意見が出尽くしたと思いますので、(1)についてはこのぐらいにしたいと思いますが、大変熱心に御議論をいただきまして、ありがとうございます。A案、B案、それぞれに御支持がある中で、ただ、A案とB案は必ずしも矛盾していないのではないかという御議論もあったかと思います。私も何となくそういう印象を受けておりました。どういうことかということ、事務局案は、原状回復的損害賠償にとどまるような「解約料」を定めている分には、恐らくあまり有効性に疑義はないのだという前提があるのだと思います。原状回復的損害賠償とはどこまでなのかという問題については、事務局は、履行前であれば準備費用とか、履行すれば商品の価格など、その程度の「解約料」を取ることは、あまり「解約料」条項の無効が問題となることはないことを前提にした上で、そこから先を問題としているのだと思うのです。途中で垣内委員から、解約料を取らなくてもよいように料金を高くするということが許されるのかといった重要な御指摘もありましたが、その指摘は、解約による逸失利益的なものは解約料として解約した本人から取るべきではないかという発想につながっていて、「解約料」として履行利益を取ることがどこまで許されるのかという問題になるように思うのです。この点、消費者契約法は、平均的損害という概念を使っているわけですので、事業者が解約者から受け取ることが許される解約料の額というのは、事業者が当該解約から受けた実損害額を上回ることも、下回ることもあり得る。下回った場合は、その分を事業者は他の顧客の受け取る代金で補填していることとなります。このように、解約料と代金価格の間には一定の関係があるところ、解約料を下げるために価格を上げる、あるいは解約料を上げるかわりに価格を下げるという、価格設定のやり方も、平均的損害額という概念のなかで一定程度は今まで行われてきたという問題があるのだと思います。しかし、これだとどこまでが解約料として取ってよいのかよく分からないという話になり、そこにどうやって踏み込んでいくかという御議論なのかと思いました。

複数の選択肢をつくって、その中で価格差別目的として合理的であれば有効なものとして認めていこうという事務局提案がA案でしたけれども、恐らく平均的損害の額を超えていてもいいという書き方をすると、垣内委員からは、それだと正当化は難しいのではないかという御議論もありました。おそらく事務局が言いたいのは、平均的損害額の中に履行利益を含むことが正当化される場合があるという、そういう話なのかなと思いました。

ですので、平均的損害額の設定の仕方であまり微妙なラインの部分みたいのところ、複数選択肢をつくることで、ある程度正当化できる余地を残そうというお話なのかなと、何となく聞いていて思ったのですが、私のほうも十分理解できていないのかもしれない。ただ、そういう意味で言うと、平均的損害を超えてもよいという書き方をすると、少し表現の仕方が強過ぎるのかもしれない、カライスコス委員からの御批判もそこに関係するのか

など思いました。御批判の趣旨は、平均的損害を超える「解約料」を取ってもよいというふうになるのであれば、むしろ規制を緩和していることになってしまわないかということだと思のですが、恐らく事務局の意図はそうではなくて、従来、平均的損害という概念の中で扱っていた「解約料」について、非常に抑制的に考えた「解約料」、金額として非常に低い、これなら有効間違いないという「解約料」を設定したプランと、それ以外に、もうちょっと微妙なところまで「解約料」として取って、その分価格は安くしますよという形で取っていくプランを用意することで、後者のプランについて、履行利益が平均的損害に入るかどうかといった困難な問題に踏み込まずに、許容される部分をつくっていききたいという御意図なのかなと思いました。

しかし、複数プランの用意が本当に名目だけのものになってしまえば、潜脱行為になってしまうので、加毛委員が繰り返し強調されたように、優良な事業者の意見なども聞きつつ、その契約ごとに、あるいは業界ごとに、どこまでなら「解約料」として取ることが、ある程度合理的に説明がつけられるかということについて、ソフトロー的な規範形成をするのと並行しながら、そういう形で「解約料」のルールをつくってはどうかという話は非常に重要かと思えます。

そのほかにも西内委員から途中で、選択の実績があるかどうかというので、複数選択肢の合理性を判断するというけれども、飛行機会社などは事業者によってプランのすみ分けを行っている場合もあるのではないかという指摘もあり、確かに、1つの事業者で複数プランを提示しないと、必ずここでの合理性が満たされないのかとか、いろいろ考えないといけない問題があるのだなということは御指摘で非常に明確になったと思えますので、なおここから議論を進めていきたいと考えております。

それでは、(1)は以上にしまして、(2)に移っていききたいと思います。資料で言うと12、13ページの部分になります。こちらについて御意見、御質問をいただきたいと思えますので、御発言いただく場合は挙手でお知らせいただければと思います。

特段、御意見はありませんかね。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。まず、12ページのところですが、先ほど複数の委員からも同じような御言及があったかと思いますが、やはり何かしら事業者側あるいは事業者団体側が「平均的な損害」についての基本的な考え方を公に示すことを推奨するなり、ソフトローの中で行うことが重要なのではないかと思います。その際には、適格消費者団体などの意見を聴くことが重要だと思っていて、そのようなプロセスを経て、何かしら具体的な業界水準や目安などを定めることも望ましいのではないかと思います。既存の例としましては、訪問販売協会が過量販売について、「通常過量には当たらないと考えられる分量の目安について」という資料を公表していますので、そのような形が参考になるのではないかと思います。

さらにそれを超えて、事業者・事業者団体、消費者・消費者団体の意見を官民協議会で

聴きながら、具体的な基準、上限枠や参考になる目安を、法律の委任を受けた政省令で定めるということもあってもよいのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

では、審議官、お願いします。

○黒木審議官 先ほどの（１）のところで、加毛委員あるいはカライスコス委員などが、ソフトローの活用ということについて何度か御言及をいただいていたかと思いますが、そこでおっしゃっているソフトローの活用というものは、12ページで言います1つ目のポツのイメージなのか、あるいは2つ目のポツのイメージなのかということについて、若干御意見を伺えればと思います。といいますのは、関係する主な御意見の中にも入っているかもしれませんが、1巡目の御議論の中で、必ずしも「解約料」のところに限ったお話ではなかったかと思いますが、垣内委員から、民事的な効力に直結するような規定を、法律の委任もない形で何か規律が決まっていくことについては慎重に考える必要があるのではないかと御指摘もあったかと思っておりますので、それとの関係で、よろしければ、垣内委員の御意見も伺えればと思っております。

○山下座長 いかがでしょうか。

加毛委員、それではお願いします。

○加毛委員 ありがとうございます。12ページの2つの考え方は、両方あり得るのだらうと思えますけれども、私自身がより望ましいと考えているのは、2つ目の考え方です。もちろん民間における積極的な取組は期待されるのですが、完全にそれに委ねてしまうのは、やはり望ましくないように思います。より適切なのは、法律による委任を受けた政令や省令などに根拠を置きつつ、事業者団体だけでなく、消費者団体も参加して、規範形成を行うことであり、消費者庁あるいは消費者委員会などの公的なバックアップがあることが望ましいのではないかと考えていました。

○山下座長 ありがとうございます。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。私も加毛委員と同じように考えております。私のほうから少し付け加えたいのが、先ほど「解約料」の目的が重要だという話がありましたが、このことについてもやはりそのようなソフトローの中で、むしろ業界、事業者団体や事業者が積極的に示すべきであって、そこで一定の基準や目安を公にしていくことが望ましいのではないのかと考えているということです。したがって、法律の中でそれを正面から捉えるというよりは、西内委員からも同趣旨の御発言があったかと思いますが、どちらかといえばソフトローの中でそれを明確に示していくことで、加毛委員がおっしゃられたように、全てを裁判の場に委ねるのではなくて、事前にある程度判断可能な状態、透明性を確保していくことが大事になってくるのではないかと思います。

○山下座長 続きまして、垣内委員、お願いします。

○垣内委員 垣内です。基本的にソフトローを活用するといったときに、活用したことによって、どういったことになるのかという効果といいますか、それが何かということによっていろいろあり得る、活用の仕方も変わってくるのだろうと考えております。12ページの2つのポツで申しますと、1つ目のポツ、民間における積極的な取組、事業者や事業者団体、あるいは場合によって消費者団体も加わった形で一種のガイドラインができてきたりするという事は、それがされれば望ましいことだと思いますので、基本的にはよろしいのではないかと思います。それが、例えば実際に訴訟で「解約料」の水準等が問題となったときに参照資料として供されて、審理の充実に役に立つということはあるだろうと思います。

ただ、そこで何か一定の水準が示されていることで、一種の拘束力というか、それによって当事者が法的に拘束されるということであれば、それはどうしてそうなるのかという説明が必要となってくるので、その点に留意が必要ではないか。逆にそういった、まさにここに書いていただいているように、法律による委任等の法的な根拠がなければ、それは事実上、参照されるということにとどまるのであって、それ以上に何か効力が法的に認められることではないのだろうと考えています。

仮にそれでは不十分であるといったことがあるのだとすると、それは2つ目の下のポツになるかと思うのですけれども、法律による委任を受けた政省令等を使って、あるべき水準等について定めていく。この場合に、その過程でどのような形で水準を特定するのかというところで、あるいは事業者団体等が関わってくるとか、消費者団体が関わってくるといったことはあり得るのかもしれませんが、それを踏まえた上で、最終的には行政が責任を持って決めるということで、かつそれが法律によって認められているということになるのであれば、ある程度踏み込んだ規律も可能になるのではないかと思います。必ずしも二者択一ということではなくて、そういった形で組合せということもあり得るでしょうし、2つ目のポツのほうが規律の強度としては強いということですので、こういった場面でそこまで踏み込むのかといったことを考えるということなのかなと私自身は理解しておりました。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかの委員からは何かございますか。特にございませんかね。ありがとうございます。

それでは、(2)につきましては、大体そのような感じですね。

それでは、次に移ってまいります。14ページ、15ページにあります検討事項(3)「解約料」条項の説明に関する既存制度の拡充ということで、こちらについての御意見を頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

カライスコス委員、いかがでしょうか。

○カライスコス委員 ありがとうございます。こちらにつきましては、説明義務というも

の、事前の説明が非常に重要だと思っております、以前の資料で事務局からも消費者の意識調査が示されたところですが、やはり説明をしっかりと受ければ、納得をして紛争とかが減るということが実際に調査の結果として示されているわけですので、それに基づいてしっかりと事前に説明をするというような枠組みを法的にも確保する必要があると思っております。

そうしますと、単なる努力義務では足りないということになってくるのではないかと思っております、契約の種類や対価、違約金の額にもよってくるではありますが、基本的には事前の説明で、さらに、先ほど少し申し上げましたが、消費者にとって具体的に分かりやすい説明、消費者の脆弱性なども考慮したような説明を行うことを義務づけるべきだと考えております。仮に例外を設けるとしますと、取引が少額であって違約金も軽微なものは、場合によっては例外としてもよいのかもしれないと思っております。

先ほどのカテゴリー類型化の中で、原状回復的な損害賠償とそれ以外のものに分けられていたかと思いますが、特に原状回復的な損害賠償を超えるような違約金の支払いについては、事前の説明がなければ、もうその条項が効力を有しないとか、適用要件とするということ徹底すべきなのではないかと思っております。

事業者側のコンプライアンス体制としても、「解約料」等についての説明はやはりできるべきだと思っておりますので、そのような何かしらサンクション、ペナルティー的なものが組み合わされる形が望ましいのではないかと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○山下座長 ありがとうございます。

西内委員、お願いします。

○西内委員 ありがとうございます。別の観点からのコメントになります。

「解約料」に関して何かしら説明をする場合に、現状では、「解約料」条項それ自体とか、あるいは「解約料」に関しての算定の根拠についての説明が中心になっていると思うわけです。ただ、消費者が自分にとって有利、あるいは不利ではない契約であるかどうかを判断する上では、一般的にどの程度消費者が解約するのか、つまり解約率などについても情報提供を契約時に行うことの望ましさというのはあり得るかなと思われるところです。例えば、1年以内であればこれぐらいの人が解約するとか、1か月以内でこれぐらいの割合で解約するという情報。これらについては、事業者にとっては事業活動に伴って集まるような情報の1つであって、これを開示させてもあまり事業者側には不利益が生じないかなという形で考えられるところでもありますので、このように情報提供の対象についても、消費者が「解約料」含めた形で、どのような契約枠組みであれば自分にとって利益となるのかを判断する材料というものを、場面によっては拡充することも考えられたらいいのではないかと思ったところです。

以上がコメントになります。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかの委員からはいかがでしょうか。特段御意見ございませんでしょうか。

それでは、(3)についてもこのような形でよろしいでしょうか。

もし全体を通じて何かあったりすれば、それでも結構ですが、ないですかね。

ありがとうございました。検討事項(2)・(3)につきましても活発な御議論をいただきまして、ありがとうございます。ソフトローについては、3人の先生からそれぞれ御意見をいただきましたが、基本的には両方あり得るというか、法の委任があるものもないものも両方あり得るけれども、やはり民間の積極的な取組は望ましいが、公的なバックアップも何らかの形では必要だという形で、両方の関与の中で協働的にソフトローをつくっていくことについては一致しているような印象を受けまして、その上でより詳しくどのようなつくっていくかということについて、今後議論を進めていくことになるのかなと思いました。

(3)につきましては、カライスコス委員から、説明を義務づけるべきではないかというお話もありましたが、どこまで義務づけることができるのかは非常に難しい問題もあるかと思いました。もちろん原状回復を超える部分については、これこれこういう理由で取っているのですということを説明するのが望ましいと思うのですが、それは直接個々の事業者が説明しなくてはいけないのか、それともソフトローあるいはガイドラインのようなものとして、ここまでだったら大丈夫というものを業界の中である程度つくって、それを公表していくほうが望ましいのか、いろいろ考え方はあるかなと思いました。

そのほか、西内委員からは、解約条項の説明の仕方についても、今までとは違う説明の仕方もあり得るのではないかという御示唆をいただきました。解約率の情報提供が事業者の不利益にならないのかというのは、私はちょっとよく分からなくて、ライバル企業とかにそういう情報を知られるのはいやだという事業者もいるのではないかなとも想像しましたが、実務の知識がないので私には分かりません。いずれにしましても、従来のような算定根拠以外にも、「解約料」の説明の仕方について、いろいろな説明の仕方があり得るということを考えていくことは、検討に値するご意見だと思いました。

考えてみると、一番最初に出てきた複数のプランを提示して、「解約料」が高いのが嫌だったら、こちらのプランも選べますよというのも、ある意味「解約料」の合理性を説明していると言えなくもない部分もあるので、その辺も含めて、やはり消費者に納得感のある説明、消費者が十分理解できる説明は何なのかという観点も交えながら、より議論を深めていければなと考えております。

ということで、本日も一通り御議論をいただきまして、大変充実した内容であったと思いますが、本日の議論につきまして、もし言い忘れたことや補足すべきことなどがあれば挙手をしていただければと思います。特段よろしいでしょうか。

それでは、本日の検討事項は以上になりますので、事務局にお戻しいたします。

○古川消費者制度課長 本日も長時間にわたり、どうもありがとうございました。いつも3時間やっていたのに、今回は2時間で終わったという状況ではあるかと思

いますが、本当にどうもありがとうございました。

次回の開催日程でございますけれども、この点につきましては、事務局より追って御連絡を差し上げたいと思います。

以上です。

○山下座長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。